

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児童の生活を支援するため、日常生活用具を購入する際の費用の一部を給付します。

対象者 以下の要件をすべて満たす方が対象になります

1. 豊橋市小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方
2. 対象品目の日常生活用具が必要と認められる方
3. 児童福祉法による施策（小児慢性特定疾病に係るものを除く）及び障害者総合支援の施策の対象にならない方

自己負担額

給付には一定の基準があります。自己負担額は、世帯の市町村民税等の課税状況に応じた自己負担額と、種目ごとに決められた基準額を超えた額の合算になります。

給付をご希望の方へ

日常生活用具の給付をご希望の方は、事前にこども保健課小児慢性担当へご相談ください。
日常生活用具の給付は用具購入前に申請が必要になります。購入後の申請はできませんのでご注意ください。給付決定の審査により給付が受けられない場合がありますのでご承知おきください。

申請書類

《持参していただくもの》

- ・小児慢性特定疾病医療受給者証
- ・見積書（購入予定業者から発行されたもの）
- ・給付を受けようとする日常生活用具のカタログ
- ・申請者本人確認ができる公的書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・扶養義務者の当該年度分課税証明書、又は非課税証明書（該当者のみ）

※他市町村から転入してきた等の理由により本市での課税額が確認できない場合は必要になります。申請日が1～6月は前年度分、7～12月は当年度分をご用意ください。

《窓口で記入する書類》

- ・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書

【問い合わせ先】

豊橋市保健所こども保健課
小児慢性特定疾病担当
電話(0532)39-9167

用具の種目・対象者等

種目	対象となる状況	性能	基準額(円)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)	4,900
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への水等を補助でき、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。	99,000
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500
車椅子(電動以外の場合)	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	77,440
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者(※参照)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380
電気式たん吸引器	呼吸機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	41,580
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者が容易に使用し得るもの。	173,250
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者(※参照)	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	113,520
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者(※参照)	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	149,160
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	128,700
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。	170,500

※頭部保護帽・ストーマ装具（消化器系・尿路系）は入院中や施設入所中の方も給付の対象となります。

バギー車について：対象者の日常生活動作に必要なものが対象となるため、他の方の押引により動作するバギー車は対象外です。